

### ③特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の親族（配偶者や青色事業専従者などを除く）のうち、合計所得金額が58万円を超える扶養控除を適用できない者についても、以下のとおり段階的に所得控除を受けられるようになります。あくまで一部控除を認めるものであり、合計所得金額が58万円を超えるため税法上の扶養親族には該当しません。

扶養親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

### ④子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長

令和7年度から適用された税制改正において、子育て世帯などが新築などをして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

次の条件のいずれかに該当する場合に適用できます。

- 19歳未満の扶養親族を有する場合
- 夫婦いずれかが40歳未満の場合

住宅ローン控除の借入限度額		
住宅の区分	改正前	改正後
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円



また、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る）について、建築確認の期限が令和7年12月31日（改正前：令和6年12月31日）に延長されます。

### スマートフォンを使用した確定申告書類作成説明会（完全予約制）

税務署職員がスマートフォンを使用した確定申告書類の作成方法について、ポイント（給与、年金、扶養、医療費、寄附金）を絞って説明します。鳥羽市税務課職員もお手伝いします。

とき	令和8年1月23日（金） ●午前の部 午前10時～正午 ●午後の部 午後1時30分～3時30分	予約フォーム	
ところ	市役所西庁舎4階・大会議室		
対象者	スマートフォンを使用して確定申告書類を作成する人		
定員	各部20人（先着予約）		
参加費	無料		
持ち物	スマートフォン（NFC対応）、申告者本人のマイナンバーカード、所得や控除に関する資料		
申込方法	QRコードまたは市ホームページから申し込み		
申込期間	12月1日（月）～令和8年1月16日（金）		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードに紐づけした暗証番号（4桁および6桁以上16桁以下）が必須です。</li> <li>医療費控除を適用する場合は医療費控除の明細書の事前作成が必要です。</li> <li>年金受給者の場合はマイナポータルとねんきんネットの紐づけが必要です。</li> </ul> <p>くわしくは、日本年金機構のホームページを確認してください。</p>		
	<p>日本年金機構 ホームページ</p>		

## 令和8年度から適用される個人住民税（市・県民税）の改正について

税務課市民税係 TEL 25-1134

物価上昇局面における税負担の調整および就業調整対策の観点から、給与所得控除の最低保証額の引き上げや大学生年代の子どもなどに係る新たな所得控除の創設などが行われました。

- この改正は令和7年中の収入に対して課税される、令和8年度の個人住民税から適用されます。

### ①給与所得控除の見直し

給与などの収入金額から差し引かれる給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられます。

給与等の収入金額	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円	
180万円超190万円以下	その収入金額×30%+8万円	
190万円超360万円以下	その収入金額×30%+8万円	
360万円超660万円以下	その収入金額×20%+44万円	改正なし
660万円超850万円以下	その収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円	

**注意事項** ・給与などの収入金額が190万円以下の区分のみの改正です。190万円を超える区分について改正はありません。

### ②扶養親族等の所得要件の引き上げ

各種所得控除などに係る所得金額の要件が以下のとおり10万円引き上げられます。

要件等	改正前	改正後
・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額 ・ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額 ・雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額	48万円以下 (給与収入103万円以下)	58万円以下 (給与収入123万円以下)
・勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
・家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

上記改正にともない、配偶者、扶養親族の収入による個人住民税の基準は以下のとおりとなります。

配偶者・扶養親族の 令和7年中の合計所得金額 (令和7年中の給与収入金額)	配偶者控除や扶養親族の 対象となるか	配偶者・親族自身に 個人住民税が課税されるか
38万円以下 (103万円以下)	対象	非課税
38万円超 45万円以下 (103万円超110万円以下)	対象	均等割（6000円）のみ課税
45万円超 58万円以下 (110万円超123万円以下)	対象	課税
58万円超 (123万円超)	対象外	

## 個人住民税申告の電子化について（令和8年度申告分から）

個人住民税申告について、令和8年度申告分（令和7年分の収入に基づく申告）から電子化による申告が可能となります。

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを使って、eLTAX（エルタックス）のホームページ、マイナポータルおよび市ホームページを経由して個人住民税の申告手続きを開始する予定です。くわしくは、個人住民税申告の電子化に係る特設ページを確認してください。なお、従来どおり、対面による申告も受け付けています。



eLTAX  
ホームページ

## 伊勢税務署からのお知らせ【令和7年分の確定申告をされるかたへ】

令和8年1月5日(月)から2月9日(月)までの間、伊勢税務署での申告相談は、事前予約により受け付けます。なお、予約方法は①オンラインと②電話の2通りがあります。当日の受付枠はありませんので、ご理解、ご協力をお願いします。

### 【申告相談予約方法】

予約方法		受付開始時期
①オンライン	LINEアプリの「国税庁公式LINEアカウント」から予約ができます。 	令和7年12月下旬以降、順次予約が可能となります。
②電話	0596-28-3194 (伊勢税務署 個人課税部門直通)	令和7年12月1日(月)からとなります。

# ＼ 固定資産の申告などについて ／

税務課固定資産税係 **TEL** 25-1133

市内に事業用資産（償却資産）を所有している個人や法人のかたは償却資産申告書の提出が必要です。

### 償却資産とは

会社や個人で工場や商店を経営するかたや、駐車場やアパートを貸し付けているかたなどが、その事業のために用いている構築物、船舶、機械、工具、器具、備品などの固定資産を償却資産といい、固定資産税が課税されます。

### 償却資産の申告

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数など、必要な事項を1月31日までに（※令和8年度申告分は令和8年2月2日（月）まで）償却資産の所在地の市町村へ申告することとされています。申告書については、申告の手引きとあわせて12月上旬に送付します。

**注意事項** 過去に取得した償却資産で申告漏れがあった場合、さかのぼって固定資産税（償却資産）を納付していただくこともあります。

また、正当な理由なく申告されない場合は、過料を科せられるほか、延滞金を徴収されることもあります。

### 家屋を取り壊した場合の届け出

固定資産税は、その年の1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有しているかたに対して課税されます。12月31日までに家屋を取り壊したかたは、早めに届け出をお願いします。

なお、法務局で滅失登記をしたかたは、届け出の必要はありません。  
くわしくは、税務課固定資産税係まで問い合わせてください。